



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次 (*については県例規集登載事項)

○ 規則

*70 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)

○ 告示

*1359 昭和43年和歌山県告示第880号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (環境生活総務課)

*1360 昭和53年和歌山県告示第804号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")

*1361 昭和53年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")

*1362 昭和63年和歌山県告示第708号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")

*1363 平成元年和歌山県告示第777号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")

*1364 平成10年和歌山県告示第1084号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")

*1365 特定猟具使用禁止区域の指定 (")

1366 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)

1367 生活保護法による医療機関の指定 (")

1368 生活保護法による施術機関の指定 (")

1369 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)

1370 " (")

1371 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)

1372 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)

1373 " (")

1374 " (")

1375 " (")

1376 中型まき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間 (資源管理課)

*1377 二級河川の指定 (河川課)

○ 公告
紀の川中流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課)

規 則

和歌山県規則第70号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する

規則を次のように定める。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸
和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「図書等又は」の後に「刃物類若しくは」を加え、同条第3項中「第13条第5項第5号」を「第13条第5項第6号」に改め、第3条第3項を同条第6項とし、同条第2項中「第13条第5項第4号」を「第13条第5項第5号」に改め、第3条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 条例第13条第5項第4号に規定する規則で定めるものは、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成19年総務省告示第618号)に定める日本標準産業分類に掲げる次の業種に属する業務用とする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 宿泊業、飲食サービス業
- (8) 理容・美容業

3 条例第13条第5項第4号に規定する規則で定めるところにより計った刃体の長さは、刃物の切先と当該刃物の柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さとする。

4 条例第13条第5項第4号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 刀体が柄に固定され、刃先が片側又は両側にあるもの
- (2) 通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体又は柄を回転させることによって開刃させ、刃体と柄を直線的に固定させる装置を有するもの

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

平成20年10月21日(火曜日)

告 示

和歌山県告示第1359号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、亀池鳥獣保護区を更新したので、昭和43年和歌山県告示第880号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から適用する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2項中「市道13号線」を「市道阪井13号線」に、「同所から同市道を東進し」を「同所から同国道を東進し」に改め、第3項及び第4項を次のように改める。

3 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び海南市と連携し、定期的に巡回を実施する等により静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用を図る。

和歌山県告示第1360号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、南生石鳥獣保護区及び有田川鳥獣保護区を更新したので、昭和53年和歌山県告示第804号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から適用する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

南生石鳥獣保護区の項第2号中「有田郡有田川町大字大谷と同大字楠本及び」を「有田郡有田川町と」に、「大字大谷と大字楠本」を「有田川町」に、「町道生石上ノ段線」を「町道高座牧場線」に、「同町道を西に進み尾根を北上して、町道高座牧場線との交点に至り、同町道を西に進み」を「同町道を南西に進み」に、「大字延坂、大字生石及び大字中の大字界の交点に至り、同地点から大字中と大字生石の大字界を」を「有田川町大字延坂生石及び中の字界の交点に至り、同地点から中と生石の字界を」に、「海草郡紀美野町の郡界」を「海草郡紀美野町の町界」に、「同郡界線」を「同町界線」に改め、同項第3号を次のように改める。

3 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

南生石鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び有田川町と連携し、定期的に巡回を実施することにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然体験活動など身近に活動できる自然とのふれあいの場や環境教育など学習の場としての活用を図る。有田川鳥獣保護区の項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

有田川鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員、有田市及び有田川町と連携し、定期的に巡回を実施することにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然体験活動など身近に活動できる自然とのふれあいの場や環境教育など学習の場としての活用を図る。

和歌山県告示第1361号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、国吉鳥獣保護区を更新したので、昭和53年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から適用する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2項中「海草郡紀美野町田字北原」を「海草郡紀美野町田」に、「東尾175番地」を「松ヶ峰175番地」に、「里道西谷線」を「町道田西谷線」に、「同里道」を「同町道」に改め、第3項を次のように改める。

3 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

告示に次の1項を加える。

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び紀美野町と連携し、定期的に巡回を実施する等により静謐な環境の保持を図り、ゴミの散乱等により鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用を図る。

和歌山県告示第1362号

和歌山県報 第2005号

平成20年10月21日(火曜日)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、美浜鳥獣保護区、周参見湾鳥獣保護区、鎌滝鳥獣保護区及び権現平鳥獣保護区を更新したので、昭和63年和歌山県告示第708号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から適用する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

美浜鳥獣保護区の項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び美浜町と連携し、定期的に巡視を実施する等により静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

周参見湾鳥獣保護区の項第2号中「国道42号線との交差点」を「国道42号との交点」に、「交差点に」を「交点に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及びすさみ町と連携し、定期的に巡視を実施する等により静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、照葉樹林など鳥獣の生息地となる環境を適切に保持し、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

鎌滝鳥獣保護区の項第2号中「里道長谷谷線」を「町道長谷谷線」に、「同里道を北進し」を「同町道を北進し」に、「里道鎌滝津川線沿いの紀美野町鎌滝224番地」を「町道床波線の終点」に、「同里道を南進し」を「同町道を南進し」に、「上神野郵便局」を「上神野簡易郵便局」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び紀美野町と連携し、定期的な巡視を実施する等により鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

権現平鳥獣保護区の項第2号中「同町大字中字潮田地内の町道上小森3号線との交点に至り、同所から同町道」を「大字中字江崎2024番地先用悪水路を南南西に進み大字中字汐田2168番地先に至り、同所から町道上小森3号線」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び白浜町と連携し、定期的に巡視を実施する等により静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

和歌山県告示第1363号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、貴志川町鳥獣保護区を更新したので、平成元年和歌山県告示第777号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から適用する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

貴志川町鳥獣保護区の項第2号中「市道丸31号線」を「市道丸131号線」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び紀の川市と連携し、定期的に巡視を実施する等により静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

和歌山県告示第1364号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、矢田鳥獣保護区を更新したので、平成10年和歌山県告示第1084号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から適用する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2項、第3項及び第4項を次のように改める。

2 区域

日高郡日高川町小熊地内、御坊市と日高川町の市町界

和歌山県報 第2005号

平成20年10月21日(火曜日)

と日高川右岸の河川境界との交点を起点とし、同所から市町界を西進し県道御坊美山線に至り、同線を北東に進み、小熊地内の町道木曾谷線との交点に至り、同線を南東に進み、町道弥谷線との交点に至り、同線を南進し弥谷農道に至り、同農道を約500m東進し町道牛ノ谷線との交点に至り、同線を東進し湯浅御坊道路との交点に至り、同所から小熊公園を経て県道江川小松原線を東進し小熊農村広場及びかわべ保育所に至り、同所から県道江川小松原線を東進し入野・若野との大字界に至り、同所から日高川右岸沿いに大字若野及び小熊地区を経て起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び日高川町と連携し、定期的に巡視を実施する等により静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

和歌山県告示第1365号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定し、平成20年11月1日から適用する。

平成10年和歌山県告示第1092号(銃猟禁止区域の指定)は、平成20年10月31日限り廃止する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 貴志川特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

貴志川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

県道岩出野上線の岩出市と紀の川市の境界を起点とし、北北東に旧貴志川町と旧桃山町の境界の河中まで進み、同境界線を東南東に北島橋の上流300メートルまで進み、同所から南南西に堤防まで至り、同堤防を北西(下流)に進み、県道岩出野上線との交点に至り、同県道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた貴志川左岸の区域及び紀の川市貴志川町丸栖字東垣内地先の貴志川左岸市民運動場北端側の市道丸131号線を起点とし、北東(下流)に100メートル進み、同所から南東に旧貴志川町と旧桃山町の境界の河中まで進み、同境界線を南西に同市民運動場南端から、100メートル上流まで進み、同所から北西に市道丸131号線に至り、同市道を北東(下流)に進んで起点に至る線に囲まれた貴志川左岸の区域及び市道3号線の貴志橋西詰を起点とし、堤防を北(下流)に500メートル進み、同所から東に河中に進み、同所から貴志

橋に至り、同所から北西に至り起点に戻る線で囲まれた貴志川左岸の区域

(3) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 千里特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

千里特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

日高郡みなべ町山内地内の南部橋北詰を起点とし、同所から南部川右岸を河口に進み海への境界点に至り、同所から海岸線を南西に進み目津崎地先に至り、同所から海岸線を北西に進み東岩代浜地区の鉄道踏切に至り、同所から町道浜線を北東に進み国道42号との交点に至り、同所から国道を南進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 隠谷池特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

隠谷池特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

御坊市湯川町富安地内の隠谷池の左岸北端を起点とし、同所から同池に沿って東に進み、県道日高印南線との交点に至り、同所から同県道を南進し、富安隠谷15番地1との交点に至り、同所から同池の南側池縁を西に進み、同池の左岸南側に至り、同所から同池の西側池縁を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1366号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------|-----|-------|-----------|
| | | | |

和歌山県報 第2005号

平成20年10月21日(火曜日)

| | | | |
|-------------|----------|----------------|---------------|
| 橋医 71-11 | 医療法人奥村医院 | 橋本市東家4丁目17番13号 | 平成 20.8.31 |
|-------------|----------|----------------|---------------|

| | | | |
|-------------|---------------------|----------------|--------------|
| 橋医 94-20 | 医療法人久和会奥村マタニティクリニック | 橋本市東家4丁目18番13号 | 平成 20.9.1 |
|-------------|---------------------|----------------|--------------|

和歌山県告示第1367号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------|----|-----|-------|
| | | | |

和歌山県告示第1368号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 氏名 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------|------|---------|------------|---------------|
| 海南柔 36-20 | 上中宏記 | うえなか接骨院 | 海南省重根970-1 | 平成 20.10.1 |

和歌山県告示第1369号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示す

る。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指定年月日 |
|-------------|-------------|-----------------------|------------------------------------|---------------|
| 医療法人南労会紀和病院 | 橋本市岸上18番地の1 | 腎臓に関する医療 | 居平典久 | 平成 20.10.1 |

和歌山県告示第1370号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

に基づき公示する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指定年月日 |
|-----------|---------------|-----------------------|------------------------------------|---------------|
| 株式会社くまの薬局 | 田辺市本宮町本宮256-1 | — | 山下真経 | 平成 20.10.1 |

和歌山県告示第1371号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 連絡先の電話番号
(3) 大規模小売店舗の名称
(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するよう提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成20年10月21日(火曜日)

| |
|---|
| (仮称)エバグリーン布引店 |
| 和歌山市布引字宇太748-2 他 |
| 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司 和歌山市元町奉行丁二丁目65番地 |
| 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司 和歌山市元町奉行丁二丁目65番地 |
| 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成21年5月31日 |
| 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,320m ² |
| 6 駐車場の収容台数 38台 |
| 7 駐輪場の収容台数 20台 |
| 8 荷さばき施設の面積 48m ² |
| 9 廃棄物等の保管施設の容量 7m ³ |
| 10 開店時刻及び閉店時刻 24時間営業 |
| 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間 |
| 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所 |
| 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで |
| 14 届出年月日 平成20年9月30日 |
| 15 届出等の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課 (和歌山市七番丁23番地) |
| 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成20年10月21日から平成21年2月23日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで |

和歌山県告示第1372号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 橋本市谷奥深字龍ノ尾353・361の1・364の2・365・369(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1373号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町畝畑字大嶋312から314まで、325、字仲井326から328まで、328の1、329、329の1、329の2、330、330の1、331から335まで、字池ノ谷337の2、338、339、339の1、字小森340、340の1、340の2、字朴塙341の1、342、342の1、344、345の1、字椎尾346から351まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1374号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 紀の川市赤沼田字向峯397の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向峯397の3(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び那賀振興局並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1375号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町野中字山添370、371、375、375の2、375の4から375の6まで、376の3、378の1、378の5から378の7まで、378の10から378の12まで、378の15から378の17まで、379の1、380

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山添378の1・378の5・378の10(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1376号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第8条第2項の規定により、中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を平成20年10月24日から平成20年11月6日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1377号

河川法(昭和39年法律第169号)第5条第1項の規定により次の河川を二級河川に指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 水系名 | 河川名 | 起点(上流端) | 終点(下流端) | 延長 | 備考 |
|-----|-------|--|---------|-------|----|
| 粉白川 | ぶつぶつ川 | 左岸: 東牟婁郡那智勝浦町大字粉白字橋ノ本272番1地先 右岸: 東牟婁郡那智勝浦町大字粉白字橋ノ本212番1地先 | 粉白川合流点 | 13.5m | 新規 |

公 告

公 告

和歌山県流域下水道条例(平成12年和歌山県条例第80号)第7条の規定により、紀の川中流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地

の1

2 指定の期間 平成20年12月1日から平成21年3月31日まで